

## 「四国運輸局長表彰」の推薦方について

みだしにつきましては、下記表彰規定の第7条“(2) 永年勤続”“(4) 陸運及び観光事業の功労”に該当される方は、6月14日(金)までに、県ト協総務課宛必要書類を提出して下さい。

### 記

#### 1. 表彰対象者（表彰規定抜粋）

第6条 陸運及び観光表彰の選考の範囲は、次の各号の陸運及び観光事業とする。

- (1) 鉄道関係事業
- (2) 自動車関係事業（バス事業、タクシー事業、トラック事業、通運事業、整備事業及び販売事業等）
- (3) 観光関係事業
- (4) 前各号の事業の振興発展を目的とする事業

第7条 陸運及び観光表彰は、次の各号に掲げる者に対して行う。

- (1) 発明、考案、改良又は研究の功労  
前条の事業に関する有益なる発明、考案、改良又は研究を行い、陸運及び観光関係業務に著しい貢献をした者
- (2) 永年勤続  
前条の事業に従事する者であって、30年以上にわたって当該業務に精励し、年令50歳以上の者で、その勤務成績優秀にして他の模範となる者
- (3) 職責遂行及び事故防止の功労  
前条の事業に従事する者で、危険を顧みず職責を遂行し又は重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な者又は団体
- (4) 陸運及び観光事業の功労  
イ 前条の事業の役員として17年以上又は事業者団体の役員として15年以上もしくは当該事業に30年以上勤続し、その功績が顕著な年令50歳以上の者  
ロ その他陸運又は観光事業の発達、又は改善に尽力し、その功績特に顕著な者又は団体

#### 2. 提出書類（書類用紙は県ト協事務局にありますのでご連絡下さい）

- (1) 履歴書
- (2) 自認書
- (3) 功績調書
- (4) 無事故、無違反証明書
- (5) 戸籍抄本
- (6) 運転免許証の写し

尚、過去5年以内に貨物自動車運送事業法、道路運送車両法及び道路交通法等に抵触した方はご遠慮下さい。